

ゴールデンウィークにおけるマリンレジャー安全推進活動について (平成26年4月26日から5月6日までの間実施)

海上保安庁では、本格的にマリンレジャー活動が活発化するゴールデンウィーク期間中において、プレジャーボートによるマリンレジャー中の事故、釣り中の事故の未然防止等を図るため、マリンレジャーを楽しんでいる方々に対してライフジャケットの常時着用等の安全啓発活動を実施します。

※個別の取材活動につきましては、各海上保安部にお問い合わせください。

《プレジャーボートの軽率海難の防止》



《釣り中のライフジャケットの着用指導》



マリンレジャー等による事故発生状況(第五管区海上保安本部管内)

ゴールデンウィーク期間中(平成25年4月27日～5月6日の10日間)の発生状況

船舶海難

- ・衝突3隻(見張り不十分及び操船不適切により他船と衝突)
- ・運航障害3隻(燃料欠乏、バッテリー過放電等)
- ・乗揚2隻(見張り不十分のまま航行して海苔養殖網施設に乗揚げ、航行不能)
- ・火災爆発2隻(配線の短絡による火災及び整備作業時に引火性ガスに引火して爆発)
- ・推進器障害1隻(浮き具付のロープをプロペラに絡索)
- ・その他1隻(シーカヤック操船者の技能不足による漂流)

人身事故

- ・乗船者の海中転落1人(プレジャーボートからの転落、死亡、ライフジャケット未着用)
- ・釣り中の帰還不能3人
(港の防波堤で釣り中にゴムボートが流され戻れなくなった、全員巡視艇により救助、3人のうち1人はライフジャケット未着用)

マリンレジャー等による事故発生状況(第五管区海上保安本部管内)

平成25年のプレジャーボート海難の発生状況

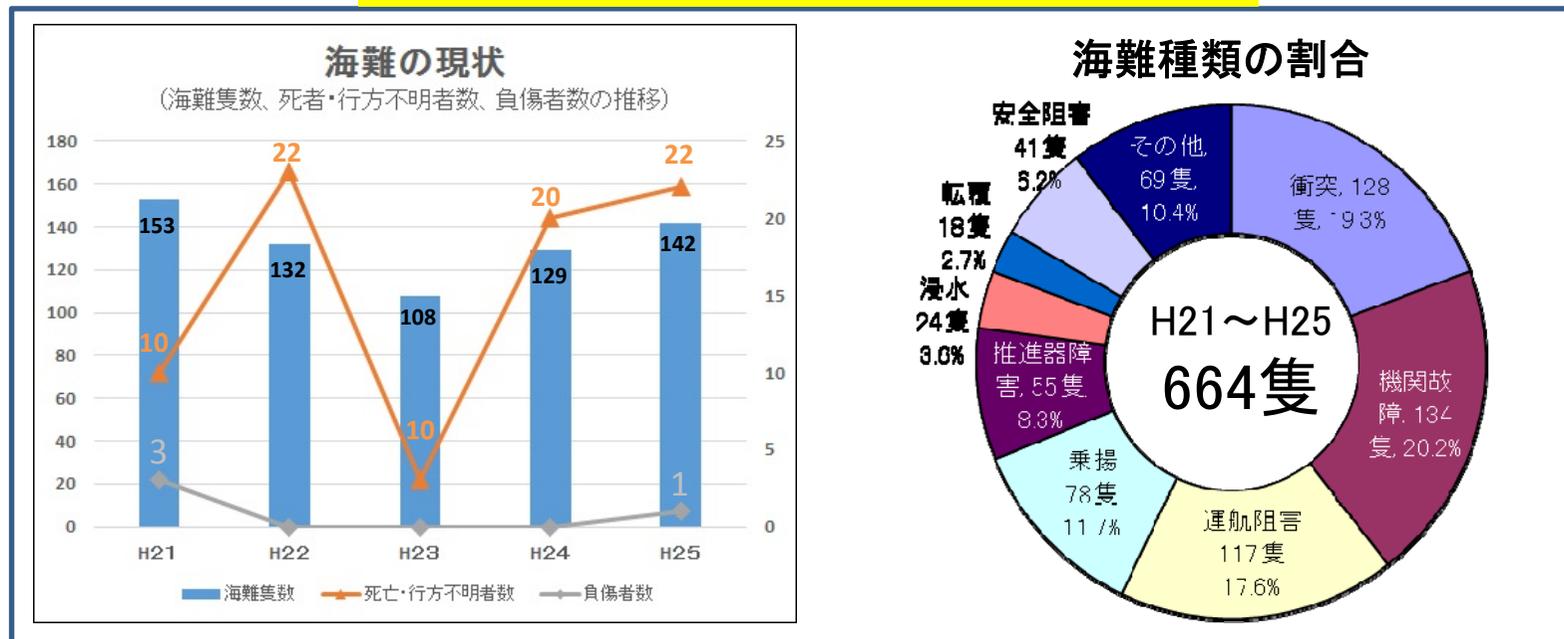
① 海難隻数

昨年(平成25年)の海難船舶総隻数284隻のうち、プレジャーボートの海難は142隻で、全体の50%を占めています。

② プレジャーボート海難の概要

海難の種類別では、衝突、機関故障、乗揚、運航阻害で99隻(70%)を占めており、これらの海難は、常時適切な見張りの励行や発航前点検といった基本的事項を徹底することで未然に防止することができた海難(軽率海難)が目立っています。また、死亡・行方不明・負傷者を伴う海難は衝突海難によるものが大半を占めています。

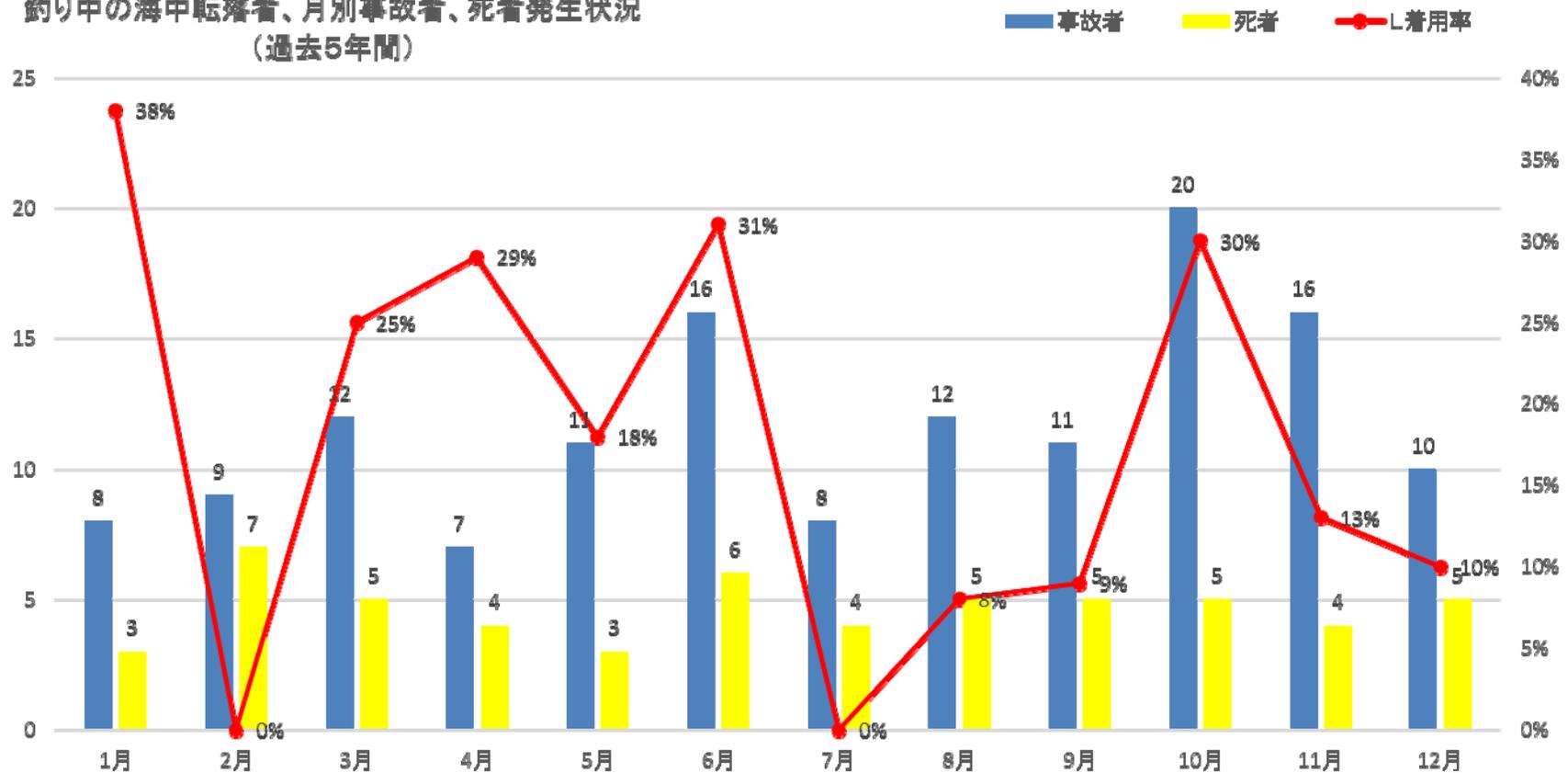
プレジャーボートの海難(過去5年間)(平成21年～平成25年)



釣り中の海中転落者、月別事故者・死者発生状況及びライフジャケット着用率 (第五管区海上保安本部管内)

管内の過去5年間(平成21～25年)の統計では、暖かくなる5～6月頃と秋に釣り中の事故が増加する傾向があります。

釣り中の海中転落者、月別事故者、死者発生状況
(過去5年間)



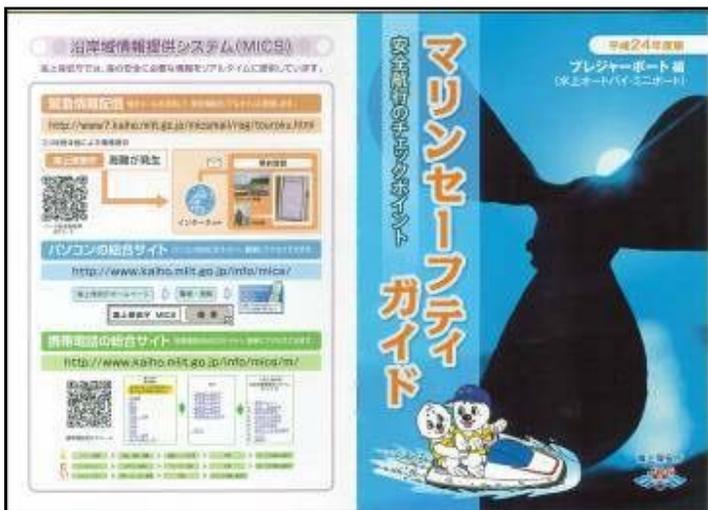
過去5年間における、釣り中の海中転落者は**140人**、**ライフジャケット着用者は26人**であり、ライフジャケットの着用率は**18%**と依然として低迷している状況です。

着用者26人のうち生存者20人(生存率77%)、未着用者114人のうち生存者64人(生存率56%)で、ライフジャケット着用者の生存率が高くなっています。

今年のゴールデンウィーク期間中の指導啓発活動

プレジャーボート等に対しては訪船指導や海難防止講習会等において、次の資料を活用して基本的事項の遵守についての指導啓発活動を実施します。

安全航行チェックポイント(冊子)



発行前点検チェック用ステッカー



マリンレジャーを楽しんでいる方々には、次のことを周知啓発活動していきます。

自己救命策3つの基本

- **ライフジャケットの常時着用**
- **携帯電話等の連絡手段の確保**
- **118番の有効活用**

釣り安全『五管五則』

- ひとつ ひごろの気象の把握
- ふたつ ふだんの携帯持って
- みっつ みんなでひとりで行かぬ
- よっつ 予期せぬ高波注意
- いつつ いつでもライジャケ着けて

《安全推進活動》

ゴールデンウィーク(4月26日～5月6日)を重点に

マリンレジャー活動海域等
での現場指導を行います。

マリーナ・釣具店・水上バイク
販売店・レンタルショップ等を
訪問し安全指導を行います。



巡視船艇のライトメールを使用
して啓発活動を行います。



《 安全推進活動に関する情報提供 》

第五管区海上保安本部のホームページの「海の情報」サイトにある「マリンレジャー安全情報」では

・自己救命策3つの基本

ライフジャケットの常時着用

連絡手段の確保(携帯電話を防水パックに入れて)

118番の有効活用(海のもしもは118番)

・釣り安全「五管五則」

・プレジャーボート安全運航 運航の際にチェックポイント

などのマリンレジャーを楽しむ上での、安全情報を提供しています。

【パソコン・スマートフォンから】

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/contents/information/marineleisure.html>

【携帯電話から】

第五管区海上保安本部
海の情報



10.五本部からのお知らせ

自己救命策確保3つの基本



釣りの安全『五管五則』



五本部 マリンレジャー **検索**



《 お問い合わせ先海上保安部 》

大阪府

大阪海上保安監部・・・06-6571-0221

関西空港海上保安航空基地・・・072-455-1235

兵庫県

神戸海上保安部・・・078-331-8440

姫路海上保安部・・・079-231-5063

和歌山県

和歌山海上保安部・・・073-402-5850

田辺海上保安部・・・0739-22-2002

徳島県

徳島海上保安部・・・0885-33-2246

高知県

高知海上保安部・・・088-832-7111

《 沿岸域情報提供システム(MICS:ミックス) 》

プレジャーボートの操船者の方や磯釣り、マリンスポーツなどのマリレジャー愛好者の方などに対して、「海の安全に関する情報」をリアルタイムに提供!!!

MICSは、船舶交通の安全のために必要な情報を使いやすく、分かりやすい形に分類、整理されていますので、インターネットを通じて「誰もが簡単に」「必要な情報を必要な時に」情報が入手できます。

また、「緊急情報配信サービス」は、利用する方自身が任意に選択して登録した必要な情報内容(海難や津波・台風避難勧告、灯台の消灯など)をマリレジャーのスタイルに合わせ地域、曜日、時間帯を指定して情報を入手することができます。是非、パソコン、携帯電話から登録してご利用をお願いします。

【パソコン・スマートフォンから】

<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/05kanku/>

五管区 MICS

検索

【携帯電話から】

海上保安庁MICS携帯サイト



【緊急情報配信サービスへの登録】

<http://www7.kaiho.mlit.go.jp/micsmail/reg/touroku.html>

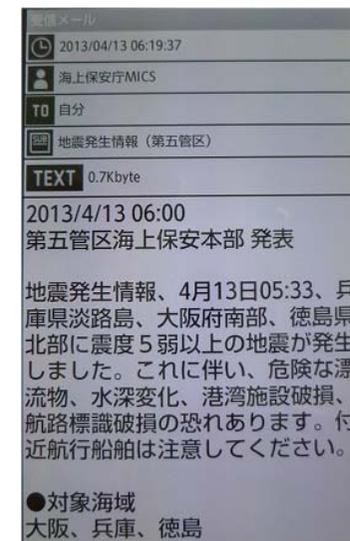


平成25年4月からの1年間では、五管区の緊急情報配信サービスへの新規の登録者数が全国で一番となっています。

【パソコン・スマートフォンページ】



【緊急情報メール】



「テレビやラジオがない海上などでも携帯電話やスマホで情報をキャッチ」

ゴールデンウィークにおけるマリレジャー安全推進活動について

(平成26年4月26日から5月6日までの間実施)

海上保安庁では、本格的にマリレジャー活動が活発化するゴールデンウィーク期間中において、プレジャーボートによるマリレジャー中の事故、釣り中の事故の未然防止等を図るため、マリレジャーを楽しんでいる方々に対してライフジャケットの常時着用等の安全啓発活動を実施します。

1 プレジャーボートの軽率海難の防止

(1) 昨年、第五管区海上保安本部管内で発生した海難船舶総隻数284隻のうち、プレジャーボートの海難は142隻で、全体の50%を占めており、142隻の海難の種類別では、衝突、機関故障、乗揚、運航阻害で99隻(70%)を占めています。

これらの海難は、常時適切な見張りの励行や発航前点検といった基本的事項を徹底することで未然に防止することができた海難(軽率海難)が目立っています。

昨年のゴールデンウィーク期間におけるプレジャーボートの海難隻数は12隻で、海難の種類別では

- ・衝突3隻(見張り不十分及び操船不適切により他船と衝突)
- ・運航阻害3隻(燃料欠乏、バッテリー過放電等)
- ・乗揚2隻(見張り不十分のまま海苔養殖網施設に乗揚げ、航行不能)
- ・推進器障害1隻(浮き具付のロープをプロペラに絡索)
- ・火災爆発2隻(配線の短絡による火災及び整備作業時に引火性ガスに引火し爆発)
- ・その他1隻(シーカヤック操船者の技能不足による漂流)

となっており、前述の「軽率海難」が過半数を占めています。

(2) プレジャーボートなどへの安全推進活動は、訪船指導や海難防止講習会等において安全航行チェックポイント(冊子)発行前点検チェック用ステッカーを配布するなど、基本的事項の遵守、軽率海難の防止についての指導啓発活動を実施します。

2 釣り中のライフジャケットの着用指導

(1) 昨年、第五管区海上保安本部管内で発生した人身事故総数369人のうち、マリレジャーを実施している方の事故者数は132人で、ゴールデンウィーク期間の事故者数は4人でした。

内訳は、

- ・乗船者の海中転落 1人
(プレジャーボートからの転落、死亡、ライフジャケット未着用)

- ・釣り中の帰還不能 3人

(港の防波堤で釣り中にゴムボートが流され戻れなくなった、全員巡視艇により救助、3人うち1人はライフジャケット未着用)

となっています。

昨年のゴールデンウィーク期間中のマリンレジャーに関する人身事故は、いずれも「釣り」に関係したものとなっています。

(2) マリンレジャーを実施する方の安全推進活動は、自己救命策の確保として

- ・自己救命策3つの基本

ライフジャケットの常時着用

連絡手段の確保 (携帯電話を防水パックに入れて)

118番の有効活用 (海のもしもは118番)

- ・釣りの安全「五管五則」

ひとつ ひごろの気象の把握

ふたつ ふだんの携帯持って

みつつ みんなでひとりで行かぬ

よつつ 予期せぬ高波注意

いつつ いつでもライジャケ着けて

を周知啓発活動を実施していきます。

3 期間中の取り組み

(1) 主に、

- ① マリーナ・釣具店・水上バイク販売店、レンタルショップ等を訪問し、周知啓発活動、安全指導
- ② マリンレジャー活動海域等での現場指導
- ③ 巡視船艇のライトメールを使用して周知啓発活動

を行います。

(2) 第五管区海上保安本部のホームページの「海の情報」サイトにある「マリンレジャー安全情報」でプレジャーボートの安全運航や、釣りを楽しむときの注意(釣り安全「五管五則」)などの情報を発信するとともに、沿岸域情報提供システム(MIICS:ミックス)により、海の安全に関する情報をリアルタイムに提供するとともに、気象海象や地震津波情報などの配信サービスを実施しています。